

森林炭素マイレージ事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる森林炭素マイレージ事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、本市に住所を有し市税等の滞納がないものに対して交付する。

- (1) 補助金の交付対象者は別表第1のとおりとする。
- (2) 事業計画の内容が、鹿児島県が定める「かごしまCO₂吸収量等認証制度実施要綱」（平成23年1月4日）に基づく地球温暖化対策の促進に関するものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第1に定める額とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる事業に必要と認められる経費。

- (1) 別表第1に定める経費。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費。

(実施計画書の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第5条の交付の申請に先立ち、事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) かごしまCO₂固定量認証書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認める書類

(交付の申請)

第6条 規則第5条に基づき申請を行う。

(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表第2に定める書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) かごしま材を使った新築住宅の建築棟数
- (2) 木造住宅建築によるCO₂固定量

(補助事業者等の責務)

第10条 補助金の交付を受けた者は、本市の森林・林業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 第1 (第2条, 第3条, 第4条関係)

補助対象経費	補助金の額	交付対象者
<p>森林吸収源対策に寄与する以下の行為に係る経費（領収書等で単価や費用、仕様等が確認できる経費に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明設備のLED化 ・県産材木製品の購入 ・庭木（木本類）の購入 ・その他森林吸収源対策に寄与するもので、市長が認めたもの 	<p>交付対象経費又は認証を受けた固定量（1t-CO₂）当たり4,500円を乗じた額のいずれか低い額。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p>	<p>薩摩川内市に営業所等を置く「かごしま緑の工務店」が市内に居住用として建築した新築木造住宅の建築主で、市内に居住し鹿児島県からCO₂固定量の認証を受けた者。</p> <p>ただし、県のCO₂認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は対象外とする。</p>

別表 第2 (第8条関係)

市長が必要と認める書類
<p>必要に応じて以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カタログ ・位置図 ・図面（対象箇所のわかるもの） ・写真 ・領収書等の写し（単価や費用が確認できるもの）

第1号様式（第5条関係）

薩摩川内市森林炭素マイレージ交付金事業実施計画書

（単位：円）

認証事項	CO2 認証量 (A)	単価 (B)	基準事業費 (A) × (B)	事業費	使途内容	備考
	t	円 / t	円	円		
計						

- ※ 1 「認証事項」の欄には、県より認証を受けたマイレージの事項より記入すること。
- 2 「単価」の欄には、マイレージの認証事項により、別表1に定める額を記入すること。
- 3 「事業費」の欄には、交付対象経費（マイレージの使途に要した経費）の総額を記入すること。
- 4 「使途内容」の欄には、「照明施設のLED化 ○, ○○○円」、「県産材木製品の購入○, ○○○円」などと記入し、それらに係る単価や費用等が確認できるカタログ等を添付すること。

○薩摩川内市補助金等交付規則

平成16年10月12日
規則第67号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 補助金等の交付の申請及び決定(第5条—第11条)
- 第3章 補助事業等の遂行等(第12条—第17条)
- 第4章 補助金等の請求等(第18条・第19条)
- 第5章 補助金等の返還等(第20条)
- 第6章 雑則(第21条—第24条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(他の法令等との関係)

第2条 補助金等に関しては、法令、条例、他の規則等に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(意義)

第3条 この規則において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に掲げるところによる。

(1) 補助金等 市が交付する補助金、助成金その他これらに類する相当の反対給付を受けない給付金をいう。

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の種類等)

第4条 補助金等の種類、交付の目的その他必要な事項は、市長が別に定める。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする補助事業者等は、補助金等交付申請書([様式第1号](#)。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画(実績)書([様式第2号](#))

(2) 収支予算(精算)書([様式第3号](#))

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第6条 市長は、[前条](#)の交付申請書を受理したときは、補助事業等の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し、補助金等を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金等の交付を決定し、その旨を補助金等交付決定通知書([様式第4号](#)。以下「決定通知書」という。)により、当該交付申請書を提出した補助事業者等に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金等の交付の目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 [前条](#)の決定通知書を受理した補助事業者等は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定通知書を受理した日から起算して10日を経過する日までに、市長と協議の上、当該通知に係る申請を取り下げることができる。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定を取り消すものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該補助金等の交付の決定の一部又は全部を取り消し、又はその決定した内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 [前項](#)の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなると認められる場合

(2) 補助事業等の完成の見込みがないと認められる場合
(補助事業等の内容変更)

第9条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定を受けた補助事業等の内容について変更しようとするときは、補助金等事業計画変更承認申請書([様式第5号](#))を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 [前項](#)の承認は、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に掲げる通知書により、当該補助事業者等に通知するものとする。

(1) 当該変更により補助金等の交付を決定した額に変更を生じている場合 補助金等変更交付決定通知書([様式第6号](#))

(2) [前号](#)に掲げる変更以外の変更を生じている場合 補助金等事業計画変更承認通知書([様式第7号](#))

(工事の着手又は完成の報告)

第10条 工事を伴う補助事業等を行う補助事業者等は、当該工事に着手したとき、又は当該工事を完成したときは、工事着手(完成)報告書([様式第8号](#))により、その旨を市長に報告しなければならない。

(補助事業等の補助金等交付決定前着手)

第11条 補助事業者等は、やむを得ない事情により補助金等の交付の決定前に事業に着手する必要があるときは、補助金等事前着手承認申請書([様式第9号](#))を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 [前項](#)の承認は、補助金等事前着手承認通知書([様式第10号](#))により通知するものとする。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等の遂行)

第12条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(状況報告等)

第13条 市長は、補助事業等の適正な遂行を図るため、必要と認めるときは、補助事業者等に対し、当該補助事業の実施状況を報告させ、又は実地に調査することができる。

(遂行等の命令)

第14条 市長は、[前条](#)の規定による報告又は実地調査により補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って遂行すべきことその他必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、直ちに補助金等実績報告書([様式第11号](#)。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画(実績)書

(2) 収支予算(精算)書

(3) [前2号](#)に掲げるほか市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第16条 市長は、[前条](#)の実績報告書を受領したときは、関係書類の審査又は必要に応じて行う現地実地調査等により、その報告に係る補助事業等の実績が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、当該交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

2 [前項](#)の通知は、補助金等確定通知書([様式第12号](#)。以下「確定通知書」という。)によりこれを行うものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、実績報告書を受理した場合において、その報告に係る補助事業等の実績が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を取るべきことを当該補助事業者等に対し、命ずることができる。

2 [第15条](#)の規定は、[前項](#)の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第4章 補助金等の請求等
(補助金等の交付の請求)

第18条 補助事業者等は、確定通知書を受理したときは、補助金等の交付の請求をすることができる。

2 補助金等の交付を請求しようとする補助事業者等は、市長が別に指定する請求書に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求しなければならない。

(補助金等の前金払又は概算払)

第19条 補助金等の交付の決定を受けた補助事業等について、補助金等の前金払又は概算払を受ける必要がある補助事業者等は、補助金等前金払(概算払)申請書([様式第13号](#))により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金等の前金払又は概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金等の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を当該補助事業者等に通知する。

3 [前条](#)の規定は、補助金等の前金払又は概算払する場合について準用する。この場合において、[同条第1項](#)中「確定通知書」とあるのは「第19条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

第5章 補助金等の返還等
(補助金等の交付の決定の取消し又は返還)

第20条 市長は、補助事業者等が[次の各号](#)のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金等の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 補助金等をその交付の目的以外の用途に使用したとき。

(2) 当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。

(3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業等の実施について不正の行為をしたとき。

(4) [前3号](#)に掲げるほかこの規則の規定に違反する行為をしたとき。

第6章 雑則
(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者等は、補助事業等の実施により取得し、又は効用の増加した財産を当該補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(立入検査等)

第22条 市長は、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又はその職員をして補助事業等の実施状況を調査し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(書類等の整備)

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにするために必要な帳簿及び書類を備え付け、整備しなければならない。

(その他)

第24条 この規則に定める事項のほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内市補助金等交付規則(昭和62年川内市規則第17号)、樋脇町補助金等交付規則(平成9年樋脇町規則第13号)、祁答院町補助金交付規則(平

成14年祁答院町規則第7号)、里村補助金交付規則(昭和52年里村告示第25号)、上甕村補助金交付規則(昭和58年上甕村規則第6号)、下甕村補助金交付規則(昭和51年下甕村規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月28日規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月1日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第10号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月1日規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第5条関係\)](#)

様式第1号(第5条関係)

		年	月	日
薩摩川内市長	様			
		申請者	住所	
		氏名		印
		〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕		
補助金等交付申請書				
年度における()の交付を受けたいので、薩摩川内市補助金等交付規則 第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。				
記				
1	交付申請額		円	
2	添付書類			
	(1)	事業計画書		
	(2)	収支予算書		
	(3)	その他		

(注意) かつこ書には、受けようとする補助金等の名称を記入すること。

[様式第2号\(第5条関係\)](#)

様式第2号(第5条関係)

事業計画(実績)書

- 1 事業の目的
- 2 事業実施計画(実績)

[様式第3号\(第5条関係\)](#)

様式第3号(第5条関係)

収 支 予 算 (精 算) 書

1 収入の部

区 分	本 年 度 予 算 (精 算) 額	前 年 度 予 算 (精 算) 額	比 較		備 考
			増	減	
計					

2 支出の部

区 分	本 年 度 予 算 (精 算) 額	前 年 度 予 算 (精 算) 額	比 較		備 考
			増	減	
計					

[様式第4号\(第6条関係\)](#)

様式第4号(第6条関係)

	第	号
	年	日
	月	
様		
	薩摩川内市長	印
補助金等交付決定通知書		
年 月 日付で交付申請のあった 年度()については、下記のと おり交付することに決定したので通知します。		
記		
1 交付決定額		円
2 交付決定に付する条件		

[様式第5号\(第9条関係\)](#)

様式第5号(第9条関係)

		年 月 日
蘆摩川内市長	様	
	申請者 住所	
	氏名	印
	〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕	
補助金等事業計画変更承認申請書		
年 月 日付け 第 号で決定通知を受けた 年度()に 係る事業計画を、下記のとおり変更したいので、承認くださるよう蘆摩川内市補助金等交付規 則第9条の規定に基づき申請します。		
記		
1 計画変更の理由		
2 変更事業計画書 別紙1のとおり		
3 変更収支予算書 別紙2のとおり		

(注意)

- 1 かつこ書には、受けようとする補助金等の名称を記入すること。
- 2 別紙1及び別紙2については、それぞれ補助金等交付申請書に添付した事業計画書及び収支予算書を用いて作成し、変更に係る部分は2段書とし、変更前のものをかつこ書で上段に記載すること。

[様式第6号\(第9条関係\)](#)

様式第6号(第9条関係)

第 年	月	号 日
様		
	薩摩川内市長	印
補助金等変更交付決定通知書		
年 月 日付で変更申請のあった 年度()の計画変更につい ては、申請のとおり承認し、補助金等の額を下記のとおり変更することに決定します。		
記		
1 補助金等の交付決定額		
変 更 前		円
変 更 後		円
2 変更決定に付する条件		

[様式第7号\(第9条関係\)](#)

様式第7号(第9条関係)

第 年 月 日
年 月 日

様

薩摩川内市長

印

補助金等事業計画変更承認通知書

年 月 日付で変更申請のあった 年度()の計画変更について、申請のとおり承認します。

[様式第8号\(第10条関係\)](#)

様式第8号(第10条関係)

年 月 日	
薩摩川内市長 様	
申請者 住 所 氏 名	(印)
〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕	
工事着手(完成)報告書	
年度における()に係る工事を下記のとおり着手(完成)したので、薩摩川内 市補助金等交付規則第10条の規定に基づき、報告します。	
記	
交 付 決 定	
事 業 種 目 (工種又は施設区分)	
着 手	
完 成(予 定)	
事 業 主 体	
事 業 施 行 箇 所	
施 行 方 法 (請負の場合は、請負者 の住所、氏名等)	
事 業 量	
事 業 費	

(注意) かつこ書には、受けようとする補助金等の名称を記入すること。

[様式第9号\(第11条関係\)](#)

様式第9号(第11条関係)

		年 月 日
薩摩川内市長	様	
	申請者 住 所	
	氏 名	印
	〔 法人にあつては名称 及び代表者の氏名 〕	
補助金等事前着手承認申請書		
年度において、()に係る事業を、下記のとおり早期に実施したいので、承認くださるよう薩摩川内市補助金等交付規則第11条の規定に基づき申請します。		
記		
1	事前着手の理由	
2	補助事業等の名称	
3	事業施行箇所	
4	事業費	
5	事業の概要	
6	着手予定年月日	
7	完成予定年月日	

(注意) かつこ書には、受けようとする補助金等の名称を記入すること。

様式第10号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長

印

補助金等事前着手承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった 年度()については、下記の条件を付して申請のとおり着手されることを承認します。

記

条 件

- 1 当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。
- 2 事前施行であっても、関係法令、規則等を遵守すること。

[様式第11号\(第15条関係\)](#)

様式第11号(第15条関係)

		年 月 日
薩摩川内市長	様	
	申請者 住 所	
	氏 名	印
	〔 法人にあつては名称 及び代表者の氏名 〕	
補 助 金 等 実 績 報 告 書		
年 月 日	第 号	年度()
に係る事業を実施したので、薩摩川内市補助金等交付規則第15条の規定に基づき、下記のとおり 関係書類を添えて報告します。		
記		
添付書類		
(1) 事業実績書		
(2) 収支精算書		
(3) そ の 他		

(注意) かつこ書には、受けようとする補助金等の名称を記入すること。

[様式第12号\(第16条関係\)](#)

様式第12号(第16条関係)

	第	号
	年	月
		日
様		
	薩摩川内市長	印
補助金等確定通知書		
年	月	日
第	号	で決定通知をした
年度()につい
ては、下記のとおりその補助金等の額を確定したので通知します。		
記		
交付確定額		円

[様式第13号\(第19条関係\)](#)

様式第13号(第19条関係)

		年 月 日		
薩摩川内市長 様		申請者 住 所		
		氏 名 _____ ㊟		
		〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕		
補助金等前金払(概算払)申請書				
年 月 日付け 第 号で決定通知のあつた()について、下 記のとおり前金払(概算払)くださるよう関係書類を添えて申請します。				
記				
金 円				
事 業 費	補 助 金	前 金 払 (概 算 払) 受 領 済 額	前 金 払 (概 算 払) 申 請 額	残 額
前金払(概算払)を必要とする理由				

(注意) かつこ書には、受けようとする補助金等の名称を記入すること。